

「社会保障・税番号大綱」に関する意見提出様式

氏名・団体名 東京青年税理士連盟 会長 池田 充

職業（所属・勤務先）税理士の団体

住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木ビル 401号

電話番号 (03) 3356-2916

(団体の場合は担当者名もご記入ください)

該当箇所（どの部分についてのご意見か、該当箇所が分かるよう明記してください）
7頁（2）**所得把握の精度の向上等の実現に関するもの**

意見内容

申告納税制度の理念に反しないような制度設計をすべきである。

理由（可能であれば、根拠となる資料等を添付してください）

1．申告納税制度について

申告納税制度は、納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とする方式である。申告納税方式のもとでは、課税庁の処分（更正・決定）は、二次的・補充的な地位を占めるにとどまる。（北野弘久「税法学原論（第6版）」青林書院 P.261）

申告納税制度は、憲法理論的には国民主権主義の税法的表現・展開としてとらえることができる。そこでは納税者・国民はいわば租税法律関係における「主役」としてとらえられる。（北野弘久「税法学原論（第6版）」青林書院 P.14）

2．申告納税制度の理念に反しないような制度設計をすべきである。

番号制による所得の把握は、申告納税制度を補完する役割を果たすものと考えられる。しかし、番号制の過度の利用は、申告納税制度の理念に反する恐れがある。したがって、番号制が申告納税制度の理念に反しないような制度設計をすべきである。あくまで「納税者・国民」が主役であり、番号制導入によって「国家」主体とならないようにすべきである。

(必要に応じて、記入欄を伸ばしてご対応ください)

ご意見お寄せいただき、ありがとうございました。